「次世代自動車関連規制」（重点的フォローアップ事項）の措置状況

資料1－5
（27.4.24）

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）における実施内容				所管省庁	実施状況（平成27年3月31日時点）		今後の予定（平成27年3月31日時点）
№	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
②次世代自動車の世界最速普及							
・水素スタンド							
43	液化水素スタンド基準の整備①（高圧ガス保安法）	液化水素スタンドを市街地にも建設できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において検討し、一般高圧ガス保安規則に液化水素スタンドに係る技術上の基準を整備する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	圧縮水素スタンドに液化水素の貯槽を設置することを可能とするため、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）等を平成26年11月20日付けで改正した。	
44	液化水素スタンド基準の整備②（消防法）	液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて液化水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法上の安全対策を検討し、結論を得る。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討・結論、結論を得次第措置	総務省	未措置	経済産業省において、高圧ガス保安法上の液化水素スタンドの技術上の基準の整備に関する検討結果が出たことを踏まえ、液化水素スタンドで発生する可能性のある事故が給油取扱所内の他の施設に及ぼす影響並びに給油取扱所で発生する可能性のある事故が液化水素スタンドに及ぼす影響をそれぞれ評価した上で、当該影響を最小限に留めるために講ずべき安全対策を検討するため、平成26年3月に「液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する検討会」（事務局：消防庁）を立ち上げ、2度の検討の後、平成27年1月に結論を得、関係省令の改正に向けた作業を行っているところ。 http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/ekika_suiso/index.html	「液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する検討会」において得た結論を踏まえ、関係省令の改正等、必要な措置を講ずる予定。
45	液化水素スタンド基準の整備③（建築基準法）	液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置	国土交通省	措置済	建築基準法施行令の改正（平成26年7月1日政令第232号）及び国土交通省告示（平成26年12月26日付告示第1203号）の制定により、高圧ガス保安法に基づき安全性が確保されている液化水素スタンド等については、建築基準法に基づく液化水素等に係る貯蔵量規制を撤廃した。	

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）における実施内容				所管省庁	実施状況（平成27年3月31日時点）		今後の予定（平成27年3月31日時点）
№	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
46	水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備	海外で使用実績のあるクロムモリブデン鋼等の鋼材を我が国の水素スタンドにおいても使用できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、使用可能鋼材の拡大につき検討し、その結果に基づき一般高圧ガス保安規則の例示基準を見直す。	平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	経済産業省	措置済	本計画の策定時に想定していた使用可能鋼材の拡大については、整備済。 具体的には、ステンレス鋼の使用条件の拡大、銅材を使用可能鋼材にするために平成２６年４月２１日付けで例示基準（一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（２０１２１２０４商局第６号）等）の改正を行った。 さらに、ステンレス鋼の使用温度の拡大、固溶化熱処理をし時効処理した耐熱鋼を使用可能鋼材に追加及び２０ＭＰａ以下の設備を例示基準の対象から除外するため、平成２６年１１月２０日付けで例示基準の改正を行った。	
47	水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続の簡略化	水素スタンドに係る特定設備、配管等の設計係数について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において、大臣特別認可を受けなくても2.4倍で設計、製造できるよう検討し、結論を得次第、省令を改正する。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	特定則の大臣特別認可を受けやすくするために、平成２５年８月１５日付けで特定設備検査規則（昭和５１年通商産業省令第４号。以下「特定則」という。）を改正。 特定設備の技術基準適合手続きを明確化するために、技術基準（安全係数２．４の特定設備に関する基準 KHKS 0224(2014)）を平成２６年１０月２日に発行。これにより、関係者間にて検討した結果、2.4倍で設計、製造するための技術基準適合に関する手続きについて、大臣特認を受けない場合と同等の簡略化が達成されていることを確認した。本結論は、平成２７年３月１２日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を経て、了承済み。	
48	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備（高圧ガス保安法）	公共機関等の防災拠点や燃料電池自動車の販売店等への小規模な圧縮水素スタンドの設置を促進すべく、高圧ガス保安法上の第二種製造者であって、製造に係る1日当たりの処理能力が30立方メートル未満の圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備を行う。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	未措置	第一種製造事業者が圧縮水素スタンドを設置する際の基準を参考に、水素特有の課題等を考慮した基準の検討を行い、平成２７年３月１２日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を経て、第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準案に関して結論を得たところ。	当該結論を踏まえ、速やかに省令等の改正を行う予定。

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）における実施内容				所管省庁	実施状況（平成27年3月31日時点）		今後の予定（平成27年3月31日時点）
№	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
49	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備（建築基準法）	小規模な圧縮水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置	国土交通省	検討中	経済産業省等における第二種製造者に該当する水素スタンドの仕様の検討状況を把握しつつ、事業者からのヒアリングを通じて、必要な情報収集をおこなっているところ。	高圧ガス保安法上の技術基準の検討状況を踏まえつつ、高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置する予定。
50	高圧ガス保安法における水電解機能を有する昇圧装置の位置付けの明確化	小規模な圧縮水素スタンド等での利用が見込まれる水電解機能を有する昇圧装置について、電気化学反応の特性を踏まえ、高圧ガス保安法上の特定設備への該当性を検討し、結論を得る。	平成25年度検討結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	水電解機能を有する昇圧装置（水素を発生させる差圧式の水電解装置）について、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、保有する圧力（単位：ＭＰａ）と圧力容器の内容積（単位：m^3）との積が大きいもの（０．００４を超えるもの）は、特定設備検査が必要な特定設備に該当する旨、結論を得た。	当該設備については、当面、特認制度等を活用した上で特定設備検査を行うことで安全性の確認を行う。
51	市街化調整区域への水素スタンド設置許可基準の設定	高圧ガス保安法第５条第１項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則第７条の３に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであるなど安全性が確保されている圧縮水素スタンドについては、市街化調整区域にも建築できるよう、都市計画法施行令第29条の７に規定される「給油所等」には水素スタンドが含まれることを明確化する。	平成25年度措置	国土交通省	措置済	『市街化調整区域に設置される水素スタンドに係る開発許可制度上の取扱いについて（平成25年6月28日付け国都開第３号・国土交通省都市局都市計画課開発企画調査室長通達）』を発出し、高圧ガス保安法第５条第１項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則第７条の３に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであるなど安全性が確保されている圧縮水素スタンドを建築する目的で行う開発行為について、市街化調整区域においても許可できるよう、都市計画法施行令第29条の７に規定される「給油所等」には水素スタンドが含まれることを各許可権者に周知した。	－

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）における実施内容				所管省庁	実施状況（平成27年3月31日時点）		今後の予定（平成27年3月31日時点）
№	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
52	市街地に設置される水素スタンドにおける水素保有量の増加	市街地における圧縮水素スタンドの整備が促進されるよう、かかる水素スタンドにおける圧縮ガスの貯蔵量について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、上限の撤廃につき検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省	措置済	建築基準法施行令の改正（平成26年7月1日政令第232号）及び国土交通省告示（平成26年12月26日付告示第1203号）の制定により、高圧ガス保安法に基づき安全性が確保されている圧縮水素スタンド等については、建築基準法に基づく圧縮水素等に係る貯蔵量規制を撤廃した。	
53	圧縮水素運送自動車用複合容器に係る水素充てん、保管、移動時の上限温度の緩和	圧縮水素運送自動車による水素スタンドへの効率的な水素供給を可能とすべく、圧縮水素運送自動車用複合容器について、充てん、保管、移動時の上限温度を燃料電池自動車の燃料装置用容器と同一の85℃に引き上げるよう検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	未措置	容器の使用可能な上限温度（現行４０度から６５度への引上げ）、上限温度を超えないための対策（温度監視）並びに劣化防止対策（防水塗料の塗布）等について検討を実施し、平成２７年３月１２日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を経て、圧縮水素運送自動車用複合容器に係る水素充てん、保管、移動時の上限温度の緩和に関して結論を得たところ。	当該結論を踏まえ、速やかに省令等の改正を行う予定。
54	70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備	①水素スタンドの市街地への建設を容易にすべく、プレクーラーに供する冷凍設備に係る保安距離の緩和につき検討し、結論を得る。 ②複合容器蓄圧器について、水素スタンドへの設置の技術上の基準策定につき検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	圧縮水素スタンドに設置するプレクーラーに供する冷凍設備に係る保安距離の緩和及び複合容器蓄圧器の設置を可能とするため、一般高圧ガス保安規則（昭和４１年通商産業省令第５３号）等を平成２６年１１月２０日付けで改正した。	

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）における実施内容				所管省庁	実施状況（平成27年3月31日時点）		今後の予定 （平成27年3月31日時点）
№	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
・燃料電池自動車							
55	圧縮水素自動車燃料装置用容器の充てん終了圧力の緩和	燃料電池自動車に係る圧縮水素自動車燃料装置用容器（最高充てん圧力70MPaの容器）の充てん終了圧力について、HFCV-gtr（水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準）を踏まえ、85℃で87.5MPaを可能とすべく、速やかに必要な措置を講じる。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	HFCV-gtrの国内法規への受け入れについて、容器保安規則（昭和４１年通商産業省令第５０号）等を平成２６年５月３０日付けで改正した。	
56	圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する熱作動式容器安全弁の許容	圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する容器安全弁について、例示基準においては、熱作動式容器安全弁のうち溶栓式に限定しているところ、HFCV-gtr（水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準）を踏まえ、当該方式以外の熱作動式安全弁を、例示基準に取り入れるべく検討し、結論を得次第、例示基準を改正する。	（圧縮水素自動車燃料装置用容器） 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	（圧縮水素自動車燃料装置用容器） HFCV-gtrの国内法規への受け入れについて、容器保安規則（昭和４１年通商産業省令第５０号）等を平成２６年５月３０日付けで改正した。	
			（圧縮水素運送自動車用複合容器） 成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置		措置済	（圧縮水素運送自動車用複合容器） 当初、民間団体での自主基準の検討が終了後、高圧ガス保安協会の規格検討委員会の審査を経て、容器則例示基準の改正を行う予定であった。 しかしながら、平成２６年１０月の水素トレーラーの炎上事故を踏まえ、水素トレーラー全体の安全性の検討を実施しており、検討結果を得るまでに時間がかかる見込みでであるため、民間団体にて本項目の検討は、時期尚早であると整理されたところ。本結論については、平成２７年３月１２日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を経て、了承済み。	

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）における実施内容				所管省庁	実施状況（平成27年3月31日時点）		今後の予定 （平成27年3月31日時点）
№	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
57	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。	HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置	経済産業省	検討中	HFCV-gtrのフェーズ2の検討に当たって、我が国の提案内容をまとめるため、民間団体において具体的な検討体制を構築し、検討を開始したところ。	HFCV-gtrのフェーズ2において、当該テーマに関し、各国間で合意がなされ、採択され次第国内の基準を整備する予定。
58	燃料電池自動車等の車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る法規制のパッケージ化	HFCV-gtr（水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準）の国内法規への受け入れや、認証の相互承認のための道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の保安基準の整理の方策については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び事業者による検討会を実施し、目指すべき選択肢として法規制のパッケージ化につき検討する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置。国連における世界統一技術基準の策定や認証の相互承認の議論を踏まえ、平成26年度以降継続的に検討、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	HFCV-gtrの国内法規への受け入れについて、容器保安規則（昭和４１年通商産業省令第５０号）等を平成２６年5月３０日付けで改正した。	
					検討中	水素・燃料電池の自動車の国際的な相互承認に関する「水素及び燃料電池の自動車に関する国連規則（ＵＮＲ）」案が、平成２６年１１月１１日の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において採択された。	今後、国連規則（ＵＮＲ）が発効した後、国内の基準を整備する予定。
				国土交通省	措置済	平成25年6月、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第160回会合において、燃料電池自動車の安全性に関するHFCV-gtr（水素・燃料電池自動車の世界統一基準）が成立。 平成26年2月、燃料電池自動車に係る国内基準を世界統一技術基準に合わせて改正した。	－

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）における実施内容				所管省庁	実施状況（平成27年3月31日時点）		今後の予定（平成27年3月31日時点）
№	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
					検討中	水素・燃料電池の自動車の国際的な相互承認に関する「水素及び燃料電池の自動車に関する国連規則（ＵＮＲ）」案が、平成２６年１１月１１日の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において採択された。	今後、国連規則（ＵＮＲ）が発効した後、国内法令への取込みについて検討する。
59	圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る年号等の表示方法の統一化	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る「容器検査に合格した年月日」、「充てん可能期限年月日」、「附属品検査に合格した年月日」、「容器再検査の年月日」、「附属品再検査の年月日の刻印」及び車載容器総括証票、容器再検査合格証票の年月日の記載について、年号の表示及び年月日の記載順の統一について検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	事業者団体の運用において、統一することで結論を得ており、対応の準備ができた事業者から既に対応済み。	
60	燃料電池自動車に係る車両の継続検査と圧縮水素自動車燃料装置用容器の再検査の有効期限の整合	圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器再検査の有効期限について、自動車検査登録制度に基づく車両の継続検査のサイクルを勘案し、2年1月から2年2月に延長する。	平成25年度措置	経済産業省	措置済	燃料電池自動車の自動車検査登録制度に基づく車両の継続検査のサイクル及びその制度について調査し、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、容器再検査のサイクルを延長しても安全上の問題がないと結論を得たところ。 当該結論を踏まえて、容器再検査のサイクルを延長するため、平成26年3月31日付けに容器保安規則（経済産業省令第18号）を改正した。	－

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）における実施内容				所管省庁	実施状況（平成27年3月31日時点）		今後の予定（平成27年3月31日時点）
№	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
61	車載容器総括証票に対するガスの種類の記載追加	①圧縮水素自動車燃料装置用容器にガス充てんする際に確認すべき事項につき、使用者が車載容器総括証票で全て確認できるよう、車載容器総括証票にガスの種類を記載する項目を新設すべく検討し、結論を得る。 ②車載容器総括証票の記載事項をより確実かつ簡便に確認できるよう、同票の一部にQRコード又はバーコード等の新たな表示方法を導入することを検討し、結論を得る。	①平成25年度措置 ②平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	①については、規制強化の要望であるため、施行に当たっては経過措置（平成26年6月30日迄）を設けていたところ。この経過措置の完了をもって措置が完了。 ②については、業界団体においてニーズ等の再検討を行ったところ、現在の普及規模が小さい事を考慮すると、現時点で本方式は効果が少ないことから、対応は不要との結論を得たため、措置済み。	
62	燃料電池自動車盗難時の届出手続の簡素化	警察へ燃料電池自動車の盗難被害届を提出する際、当該自動車が高圧ガスを充てんするための容器を登載していることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことになる旨を一般市民、関係団体及び警察官等へ周知を図るなど必要な措置を講ずる。	平成25年度措置	警察庁	措置済	警察庁は、「燃料電池自動車の盗難に係る被害届受理時の対応について（通達）」（平成２５年８月１日付け警察庁丁保発第１１２号）により、警察へ燃料電池自動車の盗難被害届を提出する際、当該自動車が高圧ガスを充てんするための容器を登載していることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことになる旨を警察官に周知するよう都道府県警察に通達した。	－
				経済産業省	措置済	盗難被害届を警察へ提出する際に、高圧ガス容器が搭載されている燃料電池自動車であることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことになる旨を平成26年3月に一般市民、関係団体等へ周知した。 http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/03/260318-1.html	－

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）における実施内容				所管省庁	実施状況（平成27年3月31日時点）		今後の予定（平成27年3月31日時点）
№	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
63	燃料電池自動車からの一般住宅等への給電（V2H）の実施に向けた電気事業法の整備	燃料電池自動車を活用して一般住宅等への給電を行う場合において、安全性に関する技術的検証を踏まえ、一定の出力未満の場合は燃料電池自動車を小出力発電設備（一般用電気工作物）として位置付ける検討を行い、必要に応じ法的環境整備を行う。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	電気事業法施行規則等の一部改正（平成26年11月5日）及び発電用火力設備の技術基準の解釈の一部改正（平成26年12月10日）により措置した。	
64	電気自動車等からの自家用電気工作物（高圧需要場所等）への給電（V2H）の実施に向けた電気事業法の整備の検討	電気自動車等から自家用電気工作物（高圧需要場所等）へのV2H（自動車を電源として住宅等に給電すること）を行う場合について、検討を行う。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	平成26年３月10日に開催された産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での報告を踏まえ、現行制度で対応可能である旨、「電気設備の技術基準解釈の解説」に追記するとともに、経済産業省ホームページで公表した。（平成26年３月19日公表）http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/03/260319-1.html	－
65	試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器の検査制度の見直し	燃料電池自動車の開発を促進する観点から、公道走行を行わない試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品については、容器保安規則に係る容器検査、附属品検査を不要化する、またはその手続を大幅に簡素化するなど容器検査、附属品検査制度を見直す。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	公道走行を行わない試験車両については、テストコース等における事業者の安全対策を踏まえた上で、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、高圧ガス保安法第４８条第５項、容器保安規則第２３条に基づく現行の特別充填制度を活用して対応する旨の結論を得た。	－

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）における実施内容				所管省庁	実施状況（平成27年3月31日時点）		今後の予定（平成27年3月31日時点）
№	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
66	燃料電池二輪車の車両及び圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る型式認定、認可制度の整備	燃料電池二輪車の市場投入を促進するため、経済産業省及び国土交通省は連携して、道路運送車両法及び高圧ガス保安法において、二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の基準の追加の方策について検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	燃料電池二輪車の道路運送車両法の保安基準や高圧ガス保安法の容器等の技術基準策定のための民間団体における具体的な検討体制を構築し、一部検討を開始したところ。	平成27年度末までに二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の技術基準の追加の方法について検討し、結論を得る。当該検討結果を踏まえて、省令等の整備を検討する予定。
				国土交通省	検討中	燃料電池二輪車の道路運送車両法の保安基準や高圧ガス保安法の容器等の技術基準策定のための具体的な検討を開始したところ。	平成27年度末までに二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の技術基準の追加の方法等について検討し、結論を得る。当該検討結果を踏まえて、省令等の整備を検討する予定。
67	事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出に関する規定の整備	燃料電池自動車が事故に巻き込まれた場合など、圧縮水素自動車燃料装置用容器より水素を速やかに大気中に放出させる必要がある場合に、容器安全弁を作動させることを含めた安全の確保のための方策について検討の上、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	民間団体にて、燃料電池自動車の衝突や火災事故後の車の安全な処理のために、容器の安全性の確認方法の研究及び容器からのガス抜きの研究を実施しており、これらを踏まえガイドラインの作成を検討中。 なお、現時点で、法令の基準改正を要する課題はない。このため、平成２７年3月１２日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を踏まえ、民間団体でのガイドライン制定をもって措置と整理。	民間団体にてガイドラインを策定する予定。

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）における実施内容				所管省庁	実施状況（平成27年3月31日時点）		今後の予定（平成27年3月31日時点）
№	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
・天然ガススタンド							
68	天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化	消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年結論、結論を得次第措置	総務省	検討中	天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化するために必要な安全対策のあり方について検討するため、学識経験者、消防機関、関係団体、経済産業省等が参画する「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」（事務局：消防庁）において、天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係るドイツ等の状況調査を行うとともに、危険性に対する対策の具体化、必要な安全措置・技術的な検証の要否を検討した。	検討会で提案された安全対策について、天然ガススタンド併設給油取扱所の実際の運用や施設の具体的な状況に即した検証実験等による事故リスクに対する対策の有効性・確実性の検証を実施し、結論を得る予定。
				経済産業省	検討中	天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化するために必要な安全対策のあり方について検討するため、学識経験者、消防機関、関係団体、経済産業省等の参画の下、「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」を平成25年8月に立ち上げ、天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係るドイツ等の状況調査を行うとともに、停車スペースの共用化に伴って想定される危険性等について検討した。	○ 平成２６年度においては、危険性に対する対策の具体化、必要な安全措置・技術的な検証の要否の検討、要素技術レベルでの技術的な検証等を実施する予定 ○ 平成２７年においては、天然ガススタンド併設給油取扱所の実際の運用や施設の具体的な状況に即した検証実験等による事故リスクに対する対策の有効性・確実性の検証を実施し、結論を得る予定
69	天然ガススタンド・水素スタンドに必要な保安監督者の資格取得機会の拡大	天然ガススタンド及び水素スタンドの整備を促進するため、高圧ガス保安法における丙種化学（特別試験科目）責任者免状に係る試験の実施方法を見直し、資格取得機会を拡大することが望ましい都道府県に対して、その旨周知徹底する。	平成25年度措置	経済産業省	措置済	今後のスタンドの普及計画を踏まえ、資格取得機会を拡大することが望ましい都道府県として、東京都、愛知県、大阪府、福岡県に対し、高圧ガス保安法における丙種化学（特別試験科目）責任者免状に係る試験の実施方法の見直しについて、平成26年3月に検討を要請した。	－